

第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）への意見

2020年9月7日 新日本婦人の会

全体について

- 1、今、日本社会はコロナ禍で転換点を迎えており、第5次男女共同参画基本計画への期待と注目はかつてなく大きい。真っ先に職を失う女性の非正規労働者、医療や保育などで働く女性の劣悪な待遇、子育てや介護の負担集中、性暴力の多発など、日本の女性施策の遅れがあぶりだされている。第5次計画では、ジェンダー平等の「周回遅れ」「自主性任せ」から脱却する大胆な目標設定と抜本策を示すべきである。「30%目標先送り」への批判は強く、2003年以来17年かけて達成できなかったのはなぜか、原因の深い分析を明記すべきである。それなしには世界121位からさらなる後退を招きかねない。内閣府は、コロナ禍の調査をふまえて「社会変革の契機」とし、根強く残る性別役割分担意識の改革、政府・企業は女性登用の大胆な目標設定の中間報告を出している。政府が2015年の国連女性の地位委員会で合意した「2030年までに指導的立場の半分以上を女性に」（「203050」）目標を掲げ、実効ある具体策を明記するよう求める。
- 2、第5次計画が、日本国憲法や女性差別撤廃条約などの国際規範や勧告、国際合意に基づくものであるとの姿勢が前回に続き弱い。その上にジェンダー平等を据えたSDGsなどに「世界的な潮流」がある。国連女性差別撤廃委員会が繰り返し勧告し、第9回定期報告への質問事項でもある民法改正、女性差別撤廃条約の選択議定書批准、日本軍「慰安婦」問題解決、所得税法56条改正について、期限を決めた実施計画を盛り込むべきである。
- 3、第11分野の標題に「平等・開発・平和」を復活することを求める。第2次、第3次計画まで掲げてきたのが、安倍政権下で前回から消え、平和分野が著しく後退している。日本の女性はアジアへの侵略戦争の加害国、唯一の戦争被爆国の女性として、「平和なくして平等なし、平等なくして平和なし」と運動してきた。憲法9条擁護と核兵器廃絶は日本女性の国際的責務である。
- 4、ジェンダー平等への障害となっている新自由主義や復古的政策からの転換が必要である。第1部10頁中、「社会情勢」が7頁を占めるのは異様である。どんな情勢下でも「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」とした男女共同参画社会基本法に基づき、課題の推進が計画の本来の趣旨である。これまでに強調された「職場における性差別解消」が後景に押しやられ、「雇用によらない働き方」などが新たに持ち込まれ、前回に続いて性教育が欠落しているなど、改めるべきである。
- 5、前回計画からこの5年間の女性のエンパワーメントは著しい。パブコメや公聴会をこれまでのように形ばかりのものとしないうことを強く求める。女性たちは、#MeToo#WithYou、性暴力やセクハラなくせと社会を動かし、コロナ禍で新婦人も全国で運動し、妊婦のPCR検査や里帰り出産の検診、DV被害相談の充実、コロナ対策本部への女性参加などを実現している。女性の実態と声、運動を反映したジェンダー平等計画とすべきである。
- 6、国連への提出文書などで「gender equality」としながら、国内向けへの発信では「男女共同参画」と使い分けるのをやめ、「ジェンダー平等」とすべきである。

第1部 基本的な方針

- ◇計画が日本国憲法、女性差別撤廃条約などの国際規範や国際合意に基づくものであり、その履行を明記すること。同条約や国連女性差別撤廃委員会の最終見解に示された勧告を全面実施し、ジェンダー平等社会をめざすことを明記すること。
- ◇30%目標について、「この目標は必ずしも社会全体で十分共有されなかった」との記述は削除し、17年かけて達成できなかった原因を深く分析して明記すること。
- ◇政府が2015年に合意した「2030年までに指導的立場の半分以上を女性に」（「203050」）目標を掲げ、実効ある具体策を明記すること。
- ◇第1部で「社会情勢」が10頁中7頁を占めるのは異様である。「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」とした男女共同参画社会基本法に基づき、どう実施するかを記述の中心にすること。

第2部 政策編

I あらゆる分野における女性の参画拡大

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ◇2030年までに指導的地位の女性50%をめざす国際合意「203050」を掲げ、抜本策を明記すること。30%目標について「この目標は必ずしも社会全体で十分共有されなかった」との記述は削除し、未達成の原因を明確にすること。
- ◇我が国の男女共同参画が「国際的に見て非常に遅れ」、「政治分野や経済分野など進捗が遅れている」との認識に基づく分析と打開策があまりに弱い。諸外国のとりくみにも学び、とくに政治、経済分野で国際水準の目標を掲げ、具体的で実効性ある政策を明記すること。
- ◇長年の運動が実り、日本で初めて政治分野の男女共同参画推進法ができた意義は大きい。政党的自主性任せという問題が2019年の参院選でも明らかになった。政党による候補者数の均等義務付けなど実効性ある法改正が早急に必要であることを明記すること。
- ◇女性の政治進出を阻み、政党や政治家の劣化をもたらしている選挙制度の抜本的改正が不可欠である。小選挙区制をやめ、民意を公正に反映する比例代表中心の選挙制度に改革すること、また、選挙活動の自由を抑制する公職選挙法の見直し、企業団体献金の禁止、政党助成金の廃止を盛り込むこと。地方議会、とくに都道府県議会での女性議員の割合引き上げへ、選挙区定数1～2という準小選挙区制の見直しを明記すること。
- ◇閣僚や国会議員による性差別や女性蔑視発言が横行し、地方議会でも依然深刻である。公職者に女性差別撤廃条約や人権研修を徹底し、意識改革とともに性差別禁止の法的手立てを盛り込むこと。
- ◇経済分野で企業の女性管理職登用の国際的な遅れを打開するには、女性労働者の56%が非正規でダブル、トリプルワークが広がる現状の抜本改善が欠かせない。コロナ禍で生活保障が各国で議論されるなか、低賃金・無権利の非正規でなく正規労働を当たり前にし、男女誰もが8時間働けば普通に生活ができる賃金保障の必要を明記すること。
- ◇女性の参画を妨げるハラスメントについて、包括的なハラスメント禁止の法整備、ILO190号条約の批准、また、予算措置を伴った正規の専門家による相談体制確立を盛り込むこと。
- ◇民間企業の男性の育児休暇取得はわずか7.48%であり、内閣府の「選択する未来2.0」中間報告にある「男性の育児休暇の義務化」や賃金補償、人員補強を明記すること。
- ◇審議会の女性委員比率を引き上げるため、広く女性団体からの推薦や公募による採用など民主的で透明性のある選定方法への改善を盛り込むこと。

第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

- ◇「第2分野」は、「第1部 基本的な方針」で「非常に遅れたもの」とした「経済分野」に該当するが、あまりにもその認識が希薄である。タイトルと基本認識に「雇用等における男女の平等な機会と待遇の確保」を明記し、推進のため課題と施策を盛り込むこと。
- ◇コロナ禍で、女性労働者の56%を占める非正規労働者が真っ先に仕事を失い、子育てや介護の負担が女性に集中した。女性活躍推進法や働き方改革で前進したかのような記述があるが、「女性活躍」「多様で柔軟な働き方」の名ですすめられた施策は、一方で女性労働者の過労死を生み、他方、安上がりで無権利な非正規労働を広げ、女性を経済戦略の「人的資源」とするものである。「ディーセントワーク（人間らしい労働）の実現」を厚生労働省も掲げる今、非正規でなく正規労働を当たり前、誰もが8時間働けば普通の生活ができるよう、同一労働同一賃金、全国一律の最低賃金引上げを明記すること。
- ◇女性活躍推進法は、男女の賃金実態の公表義務化など見直し、ジェンダー視点での雇用統計、実態把握と分析にもとづく具体的な改善対策を明記すること。男女雇用機会均等法の実効ある改正へ、賃金格差是正、間接差別の禁止、母性保護の拡充、ポジティブ・アクションの義務化を明記すること。
- ◇「ワーク・ライフ・バランスの実現」のためには長時間労働をなくす実効ある法的規制が不可欠であり、現在、過労死水準となっている時間外労働の上限規制を週15時間、月45時間、年間360時間にし、労働時間規制から除外する高度プロフェッショナル制度は廃止することを明記すること。
- ◇「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」として焦眉の課題である保育所の待機児童問題について、2020年までの解消断念、先送りと9月5日、発表された。「女性活躍」に不可欠なこの約束が

- なぜ達成できなかったかの原因を明確にし、解消への実効ある対策を明記すること。
- ◇「男性の子育てへの参画の促進」のため、内閣府の「選択する未来 2.0」中間報告で提起しているように、男性の育児休暇の義務化を明記し、賃金補償をすること。
 - ◇女性の賃金は政府統計で男性のわずか 53%である。「男女間の賃金格差の改善を図ることは重要な課題」としながら、「格差の解消」の項は4行だけで、あまりにお粗末である。欧州各国で広がる男女平等賃金法の動きに学んで抜本的引き上げをはかる措置を明記すること。
 - ◇介護や保育など社会に不可欠なエッセンシャルワーカーにふさわしく、正当な賃金と待遇への公的な支援の強化を盛り込むこと。
 - ◇セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント、パワーハラスメントなどすべてのハラスメントを包括的に禁止する法整備をおこない、制裁措置や第三者機関の拡充を盛り込むこと。暴力とハラスメントの根絶に関する ILO190 号条約の批准を明記すること。
 - ◇有期雇用労働者の無期化がすすんでいない。有期雇用労働者の無期転換ルールを定めた労働契約法 18 条が実際に運用され、現場で徹底されるよう、また、使用者が雇い止めや契約変更などをしないよう、指導・監督の強化を明記すること。
 - ◇直接雇用の原則に則り、希望する人がすべて正規雇用となる労働者派遣制度の見直しをおこなうこと。
 - ◇「最低賃金引上げのための環境整備を図る」ため、中小企業への支援とセットで時給 1500 円以上の全国一律最低賃金制度の確立を明記すること。
 - ◇「雇用によらない働き方」は、労働基準法や最低賃金法の適用から除外される労働者をつくるもので、見出しと本文から削除し、これまでであった「自営業」を見出しに復活すること。「必要な保護を図ることが求められる」ような働き方は禁止し、「フリーランスの適正な拡大」は削除すること。
 - ◇所得税法 56 条廃止について期日を含め実施を明記すること。国連女性差別撤廃委員会で「家族従業女性の経済的自立を妨げている」と法見直しが勧告され、第 9 回定期報告でも質問されている。全国 544 の自治体で意見書が採択されており、実施を引き延ばすことは許されない。

第3分野 地域における男女共同参画の推進

- ◇前回計画のタイトル「第4分野 地域・農山漁村、環境分野…」から、今回削られた「農山漁村、環境」の文言を復活すること。コロナ危機や災害を通じて、第1次産業や気候変動の問題は女性の生活基盤でもある重大課題となっている。
- ◇人口減少や地方衰退が食い止められなかった原因を検証し、明記すること。「魅力ある多様な就業の機会の創出」を奪ったのは、長年の農業や地場産業こわし、東京一極集中政策、地方交付税削減などであり、この転換が不可欠である。賃金格差をなくすため全国一律最低賃金制度の確立を明記すること。
- ◇「地方創生」のためにも、全国知事会が提案する「地方が実施する施策に対する十分な予算の確保」を盛り込むこと。待機児童の解決を含め、「子育てのサポート体制」を自治体まかせにせず、国の財政支援を強めること。
- ◇日本農業の 97.6%を占める家族農業において女性は重要な担い手である。家族農業の重要性と女性への支援を明記し、国連が持続可能な世界をめざす「家族農業の 10 年」（2019 年～28 年）にとりくみ、女性農民への支援を強調していることを反映すること。
- ◇家族従業者の人権を認めない所得税法 56 条は期日を含め廃止を明記すること。国連女性差別撤廃委員会から繰り返し勧告を受け、全国 544 の自治体で意見書が採択されている。
- ◇コロナ危機のなかで、食料の輸入頼み、外国依存の危うさが浮き彫りとなった。女性の食の安全への関心は高く、学校給食に国産小麦のパンを求める運動も広がっている。食料自給率（38%）の向上を明記し、経済主権や食の安全基準を脅かす TPP をはじめ「自由貿易」協定からの撤退、外国人農業労働者の人権を守ること。
- ◇命を脅かす気候変動への危機感のない姿勢を改め、温室効果ガスを 2030 年までに 50%以上削減の目標をもち、大量排出企業に義務付ける抜本対策を明記すること。気候正義の運動の先頭に立つ若い世代の声を反映させること。
- ◇「原発ゼロ」を決断し、省エネ・再生可能エネルギー中心へのすみやかなシフトを盛り込むこと。最終処分場も決まらないまま、核のごみを出し続けることは次世代に多大な負担を強いるもので、決して容認で

きない。

- ◇プラスチックごみをはじめ大量生産・大量消費を見直し、「拡大生産者責任」を明確にし、循環型社会へごみを出さないシステムを製造段階から確立することを盛り込むこと。

第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

- ◇16.6%と諸外国と比べて低水準にとどまっている女性研究者を大幅に増やしていくためには、その基盤となる大学関係予算・研究環境整備の推進、大学の自主的発展が必要であることを盛り込むこと。教育・研究現場のゆがみ、学費値上げ、若手研究者の減少、非正規雇用の蔓延などを生み出している国立大学運営交付金の削減、学問の自由を阻害する「大学改革」の撤回を求める。
- ◇女性が研究活動を継続できるよう、すべての大学・研究機関で出産・子育て、介護など、所得補償をともなった条件整備のための特別の支援が必要なことを明記すること。
- ◇民間企業の女性研究者においても、企業に対し、募集、昇進・昇格、仕事内容において性差別をしないことを盛り込むこと。
- ◇女性研究者が論文発表などで不利益・不便を被ることのないよう、夫婦同姓を強制する民法の改正を急ぐことを盛り込むこと。

II 安全・安心な暮らしの実現

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ◇「女性に対する暴力は犯罪であり、人権侵害」であることを「効果的な広報啓発」だけでなく、学校や社会教育、メディアやSNSなど様々な手段、媒体を通じて社会のすみずみまで周知徹底するよう明記すること。とりわけ閣僚や国会議員、官僚、警察や司法関係者など法執行者への徹底を急ぐこと。
- ◇コロナ禍のもと、10代の妊娠相談が急増しパートナーや同居する家族からの性暴力に関する相談も寄せられるなど、女性と少女が性暴力の危険にさらされていることが明らかになっている。また、DV法の同居していない交際相手や元交際相手、同性カップルなど適用範囲のさらなる拡大と保護命令の迅速な発令が必要である。被害者と子どもへの手厚い支援とともに、加害者のきびしい処罰と更生による再発防止の取り組みを強化する必要を明記すること。
- ◇子どもが必要な相談・支援が受けられるように児童相談所の抜本的拡充、ホットラインや24時間相談支援センターなど、相談窓口正規相談員を増員して拡充、また民間シェルターへの公的財政支援など具体策を明記すること。
- ◇「生命の尊さを学び生命を大切に教育」が強調されているが、女性の身体と健康を守る、性の自己決定権などの性教育の充実を明記すること。同時に、性暴力被害など意図しない妊娠を防ぐためにも、緊急避妊薬（アフターピル）が薬局で迅速に購入できる施策を盛り込むこと。
- ◇刑法の見直しについて、「暴行・脅迫」「抗拒不能」を廃止し、「同意」要件、性交同意年齢の引き下げ、子どもへの性暴力の罪をより重いものとする、強制性交等罪、強制細切罪の時効の撤廃、20年を過ぎると損害賠償請求権を失うという民法規定の見直し、地位や関係性を利用した性行為に対する処罰を設けることを明記すること。
- ◇「セクシュアルハラスメントは重大な人権侵害」であることを社会全体に周知する具体策、セクハラ禁止を明記し、加害者への厳しい罰則、被害者の保護と救済、支援などを盛り込んだ法整備を盛り込むこと。
- ◇日本軍「慰安婦」問題は解決済みではない。被害女性が高齢化するなか、国連女性差別撤廃委員会第9回定期報告へ、事前質問でも求められているように、政府は被害女性と国際社会の声を真摯に受け止め、事実認定にもとづく謝罪と賠償、教育による再発防止によって被害女性の尊厳と人権の回復を行なうとともに、歴史の事実を否定する言動には厳しく対処することを明記すること。

第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

- ◇第4次計画でタイトルにあった「高齢、障害等」「安心して暮らせる」の文言が削除されている。各分野の問題が見えるよう、これらの文言を明記すること。2（2）エの見出しに前回あった「性的指向や性同一性障害」を復活させること。
- ◇コロナ禍のもと、「社会的に弱い立場にある人たちに、深刻な影響をもたらす、ジェンダーに起因する諸

課題が一層顕在化」とあるが、社会保障、労働法の連続改悪など、この間の「構造改革」が貧困格差を広げ、女性の自立の基盤を崩してきたことなど、その要因、分析を明記すること。

- ◇女性労働者の3分の1が年収114万円未満、200万円以下が半数近くにのぼる。特に母子世帯の貧困率は5割を超えている。女性、高齢者を低賃金で働かせる労働政策を改め、非正規雇用から正規雇用への転換、時給1500円以上へ最低賃金の引き上げ、男女の均等待遇など、雇用・労働政策の抜本的改善策、ひとり親家庭の具体的支援策を明記すること。
- ◇安心して暮らせる社会保障制度へ、以下の抜本的な改善策を盛り込むこと。
 - ・だれもが安心して暮らせる年金制度へ、年金を実質削減するマクロ経済スライドを直ちに中止し、支給開始年齢の75歳までの繰り延べをやめること、在職老齢年金は減額せずに満額受給できるようにすること、最低保障年金制度を創設すること。
 - ・生活保護の捕捉率は約2割、利用率は国民全体の1.6%にすぎず、必要な人が権利として生活保護制度を利用できるよう抜本的な改善策を盛り込むこと。
 - ・医療・介護制度の改悪を中止し、抜本的な拡充策を盛り込むこと。高すぎる国保料が払えず、受診遅れによる死亡事例も多数報告されている。高齢者の医療費負担を2割に引き上げ、低所得者への軽減措置の廃止などの改悪などは容認できない。高齢者、障害者がいつでも必要な医療・介護が無料で受けられる社会基盤の整備が求められる。
 - ・子どもの医療費無料を国の制度とすること、児童手当の支給期間を18歳まで延長し、支給額も拡充すること。
- ◇消費税5%への引き下げ、廃止を明記すること。消費税自体、低所得者に負担が重い福祉に反する税制であり、憲法25条違反である。貧困を拡大する政策はただちにやめるべきである。
- ◇素案は「男女共同参画の視点」に立って多様な性のあり方などの理解をすすめるとしているが、国際的にも共通となっているジェンダー平等の視点とすべきである。

第7分野 生涯を通じた女性の健康支援

- ◇素案では性教育の施策が欠落している。学校教育における性教育の位置づけを盛り込むこと。コロナ禍のもと、10代の妊娠相談が急増するなか、性的権利やリプロダクティブ・ヘルス/ライツにもとづく科学的な性教育を幼少期から推進することが必要である。
- ◇性の情報から遠ざけられがちな知的障がい者に対して、望まない妊娠や性犯罪などから守るためにも特別支援学校でカップルの合意や育児を含む性教育をおこない、『安心して生活できる』という到達点に向けた支援整備を盛り込むこと。
- ◇地域の健康支援の拠点となる保健所の増設、すべての女性が費用の心配をすることなく毎年健診を受けることができるよう婦人科検診の拡充を盛り込むこと。この15年間に全国の保健所の数は549から469に激減し、今回のコロナ禍で見直しが求められている。また、社会保険や国民健康保険による婦人科検診の個人負担も増えている。乳がん、子宮頸がんを含む5つのがん検診の女性の受診率も、OECD加盟国の中で最低レベルである。
- ◇国の責任による妊娠出産にかかわる費用の負担軽減、周産期医療の拠点づくり、小児救急医療の拡充、子ども医療費無料の国の制度化を盛り込むこと。2020年上半期の出生数が43万人と00年以降では最も少なく、年間出生数も過去最低となる可能性が高い。「妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援体制」というのなら、妊婦健診を国の責任で無料に、出産育児一時金も実際の出産費用にみあう拡充、不妊治療への保険適用や治療費補助、治療のための休暇の保障などを盛り込むこと。また、医療制度改悪政策のもとで産科・小児科の医師や病院が減少し、自分の住む町で出産ができない、妊婦の受け入れ不可などの問題は依然として深刻となっている。医師の大幅増員や診療報酬の改善、公立・公的病院の統合再編計画の白紙撤回などとともに求められる。
- ◇人工妊娠中絶を刑罰の対象としている刑法堕胎罪の規定の撤廃を盛り込むこと。堕胎を罪とすることは女性たちに精神的な脅威をもたらすものであり、女性差別撤廃委員会からも勧告されている。配偶者の同意を要件としている母体保護法14条の規定の削除を盛り込むこと。

第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進

- ◇この間の大災害の教訓をふまえて、防災・減災、復興への対策強化と財政支援、本気の気候変動対策をおこなうことを明記すること。
- ◇市町村防災会議や都道府県防災会議の女性委員の割合増とともに、男女共同参画担当課の参加を位置付け、各委員のジェンダー平等視点の理解への具体的な取り組みを明記すること。災害など非常時には社会の脆弱性やジェンダー平等の遅れが顕在化し、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要援護者や外国人女性などマイノリティの人たち、女性が厳しい状況に置かれる。日常的なあらゆる施策でのジェンダー平等の視点の強化が求められる。
- ◇復旧・復興、被災者支援で女性が果たした役割を評価し、支援が必要な妊産婦、高齢者、障害者、子ども、外国人女性などの要望に対応できるシステムについて盛り込むこと。
- ◇住まいや生活再建の支援策、女性の就労、起業、職業訓練、保育や介護ケアなどの支援の強化し、女性や子どもへの暴力が増加したことを踏まえた対策について明記すること。
- ◇防災や避難所運営、復旧・復興に関わる全ての自治体職員へのジェンダー平等の視点について「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」も活用しながら研修を行い、地域防災組織、まちづくり協議会等での活用を明記し、女性の参画が高まるよう具体的な施策を盛り込むこと。災害が多発するなか、地震、火山、気象などの監視・研究部門の大幅な拡充、治水対策、公衆衛生部門への十分な人的・財政的拡充が求められる。

Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

- ◇第9分野「各種制度等の整備」は、各分野に深く関わっており、一つにまとめず、10の分野それぞれで扱うこと。
- ◇「働く意欲を阻害しない制度等の検討」とあるが、コロナ禍で明らかになったように、働く意欲の最大の阻害は女性の低賃金・不安定労働である。非正規でなく、正規労働を当たり前、誰もが8時間働けば普通の生活ができるよう、同一労働同一賃金、全国一律の最低賃金抜本引上げで女性の低賃金の底上げを明記すること。
- ◇「個人の選択に中立的な税制」の名ですすめられてきた配偶者控除や社会保険制度の見直しは「専業主婦ねらい打ちの増税」との批判の通り、2017年の「税制改正」でも約100万世帯が負担増を招いたとされる。第6分野で特筆されるほど、女性の貧困化が深刻ななか、いっそう生活苦に追い込むのではなく基礎控除や賃上げの大幅引き上げとセットですすめることを明記すること。
- ◇特別給付金の支給先が個人でなく「世帯主」とされた問題は、家父長制の名残で憲法に反するものであり、世帯単位でなく個人単位に各種制度を見直すことを明記すること。
- ◇自営業で女性が家族従業者として果たす役割が適切に評価されるよう国連女性差別撤廃委員会から勧告され、全国544の自治体で意見書が採択されている所得税法第56条の廃止は、第9回定期報告で質問されており、期日も含め明記すること。
- ◇選択的夫婦別姓制度導入は、国連女性差別撤廃委員会から再三の勧告を受け、第9回定期報告でも情報提供を求められており、1996年以来20数年が経過してなお「検討を進める」のではなく、導入の民法改正を期日も含め明記すること。「旧姓の通称としての使用の拡大やその周知にとりくむ」は削除すること。
- ◇子ども子育て支援では、4次計画で保育所や学童の待機児童の「解消をめざす」としたが、達成できなかった原因を明確にし、解消への実効ある対策を明記すること。
- ◇コロナ危機で医療・介護などエッセンシャルワークの重要性と脆弱さがいっそう明るみになった。逆行する医療・介護の「効率化・重点化」は削除し、政府が予算措置を伴って抜本改善をはかることを明記すること。
- ◇民間企業における男性の育児休業はわずか7.48%であり、内閣府中間報告で提起された「男性本人に対し、育児休業の取得の義務化や強力なインセンティブを与え、男性が全員取得する環境を目指す」施策に踏み出すこと。

第 10 分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

- ◇教育・学習の具体的とりくみに、学校、地域社会、メディアなどにおける、人権尊重・ジェンダー平等教育・研修を位置づけ、広く行うことを明記すること。
- ◇学校教育のなかでは、教科書や名簿、行事などの固定的な性別役割分担を見直し、ジェンダー平等を進める内容への改善を盛り込むこと
- ◇適切で科学的な人権教育としての性教育を幼児期から高等教育まで位置づけ、専任教員の配置、授業時間数を増やすなどの具体的施策を明記すること。
- ◇小中高の家庭科授業時間数を増やし、専任教員の配置など、充実をはかることを明記すること。
- ◇歴史の真実、日本軍「慰安婦」問題、戦争責任、ジェンダー平等の視点などを盛り込んだ教科書を学校教育で使用すると明記すること。
- ◇医学部などの入試差別は、明確な女性差別である。性別によって高等教育の機会均等が損なわれることがないように是正措置を明記すること。
- ◇公共放送である NHK の経営委員には男女共同参画推進の立場の人物を任命すると明記すること。
- ◇「表現の自由」の名のもとに、女性・女兒の人権を侵害することは許されず、規制の強化を盛り込むこと。自治体の PR 動画、雑誌、コミック誌、テレビなどに女性の人権を侵す性的・暴力的描写があふれている、インターネットやスマートフォンを使ったポルノ画像送信やわいせつメール送信、「出会い系サイト」での買春斡旋も氾濫している等の現状は放置できない。
- ◇メディアとその意思決定の場への女性の参画目標達成のための具体的な施策を明記すること。性的役割分担意識や女性を・少女を性的対象として強調する番組や CM が少なくない。社会的に大きな影響をもつメディアでは、制作者の側にたえずジェンダーの視点が求められる。

第 11 分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

- ◇11 のタイトル「男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」は、「国際規範の順守と国際社会の『平等・開発・平和』への貢献」とすること。
- ◇「基本認識」に、唯一の被爆国であり戦争放棄をうたう憲法を持つ国として、「国連憲章、日本国憲法の平和原則に立ち、紛争や戦争の防止、核兵器廃絶と完全軍縮のために国際社会でイニシアチブをとる」ことを明記すること。
- ◇1 「持続可能な開発目標 (SDGs) や女子差別撤廃委員会など国連機関等との協調」は、「SDGs や女性差別撤廃条約等の積極的遵守・国内における実施と周知の強化」とし、条約締約国としての実施義務や国際会議で合意したことの実行主体としての責任を明確にすること。
- ◇1 (2) イ①「男女共同参画会議は」以下の文言を、「男女共同参画会議の下に常設の女性差別撤廃条約実施のための専門調査会を設置し、委員会からの勧告の実施状況をモニターし、結果を公表して、条約の完全実施を促進する」とすること。
- ◇1 (2) イ②「女性差別撤廃条約選択議定書」については、「女性差別撤廃委員会における第 9 回日本定期報告審議までに批准する」と明記すること。
- ◇3 (1) 施策の基本的方向の 2 つ目の冒頭に、「日本国憲法の平和原則と国連憲章、」を明記すること。
- ◇3 (2) イ①「国連安保理決議第 1325 号等を踏まえ、女性・平和・安全保障に関する行動計画について、国際機関、有識者及び NGO とも連携しつつ日本国憲法にもとづいて実施し」とすること。
- ◇3 (2) イ②「紛争下の性的暴力防止」に「日本軍『慰安婦』問題を事実認定、謝罪と賠償、教育による再発防止を通じて解決する」ことを盛り込むこと。

IV 推進体制の整備・強化

- ◇この間、女性差別撤廃委員会から 2020 年 3 月を期限として提出を求められていた第 9 回定期報告、「北京 +25」にあたってのグローバル・レビューに反映されるべき報告も、期限までに提出されないなど、ジェンダー平等・女性の地位向上での国際協調の姿勢や体制が弱まっていることが懸念される。女性差別撤廃委員会は第 9 回日本定期報告への事前質問項目として、2016 年の勧告に基づき、男女共同参画会議及び男女共同参画推進連携会議の任務・権限の定義、男女共同参画会議及び推進連携会議の間の調整メカニズム、第 5 次男女共同参画基本計画が条約の主旨に合致して実施されているかを監視するシステムへの人

- 的・財政的支援や措置について回答を求めており、これに具体的に答え、第5次計画にも明記すること。
- ◇ナショナル・マシナリーを構成する男女共同参画会議、男女共同参画推進本部、男女共同参画推進連携会議は、その任務と役割にふさわしく、日本国憲法や女性差別撤廃条約にもとづく実効ある女性施策を進める立場の閣僚やメンバーをすえ、事務局として日常の実務を担う男女共同参画局には十分な人員と予算を配置し体制を強化することを盛り込むこと。
 - ◇男女共同参画に関する施策はもとより、すべての政策の立案から実施までの全プロセスにジェンダーの視点を据え、ジェンダー予算・会計検査、各政策のジェンダーへの影響分析と評価などをとり入れ、広範かつ多岐にわたる課題に対応した施策の充実・強化を図ることを明記すること。
 - ◇1(2)⑥「多様な主体」との連携がうたわれているが、この間男女共同参画にかかわる「聞く会は、時間も短く周知も不十分で省庁や用意された有識者・団体の報告に周知し、市民社会からの意見を「聞く」場になっていない。多様な主体、とりわけ現場で活動する女性・市民団体からの意見や情報を広くとり入れる体制を強化することを盛り込むこと。
 - ◇国立行政法人国立女性会館は国の財政責任で維持・運営し、都道府県や市町村で引き続き進められている女性センターや男女共同参画センターの統廃合や名称改変などの動きは、男女共同参画の取り組みに逆行するものとしてすべきではないと明記すること。